

伊万里市中小企業・小規模企業振興条例

平成 30 年 9 月 26 日条例第 24 号

伊万里市は、古くは「古伊万里」と称される肥前陶磁器の積出港として世界に名を馳せるとともに、陶磁美の粋を結集させた「鍋島」を生み出すなど、国内外に誇る文化都市として繁栄し、現在では造船、I C、木材関連等の製造業が集積し、また、伊万里ブランドで名高い伊万里梨や伊万里牛に代表される農業が営まれるなど、産業と文化が調和した都市として成長を続けている。

伊万里市の事業所の多くを占める中小企業・小規模企業は、これまで培われた優れた技術、伝統及び文化を継承するとともに、地域に根ざした多様な事業活動を通じ、伊万里市の雇用や経済はもとより市民生活や地域社会そのものを支える重要な役割を担ってきた。

今日、経済のグローバル化の進展、人口減少に伴う労働力人口の減少など社会構造の変化に加え、A I、I o T等に代表される第4次産業革命が急速な広がりを見せる中で、伊万里市がさらに飛躍し発展していくためには、新たな産業の導入と合わせ、中小企業・小規模企業の活発な事業活動の展開が必要である。

このためには、中小企業者及び小規模企業者自らが、時代の変化に着実に対応し、更なる成長に向け、たゆみない努力を積み重ねるとともに、行政、市民、企業、関係団体等が、中小企業・小規模企業が果たす役割の重要性について共通の認識を持ち、その振興を図る必要がある。

ここに、地域社会全体で中小企業・小規模企業の持続的な事業活動を支援し、地域経済の好循環を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援機関 商工会議所、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターその他の中小企業に対する支援を行う団体及び銀行、信用金庫その他の金融機関であって、市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、国、佐賀県その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、協力を得ながら、地域全体で協働して活力あるまちを実現するために推進することを基本とする。

(基本方針)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営革新、創業、円滑な事業承継その他創造的な事業活動を促進すること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の経営資源の確保の円滑化を図り、中小企業・小規模企業の経済的社会的環境の変化への対応を促進すること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達等を支援し、中小企業・小規

模企業の経営基盤の強化を図ること。

- (4) 中小企業者及び小規模企業者の労働環境の整備等を促進し、多様な事業活動を担う産業人材の確保及び育成を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本方針にのっとり、社会経済情勢の変化や中小企業者及び小規模企業者の実情に応じた実効性のある施策を総合的かつ計画的に推進し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、国等との連携及び協力を努めるものとし、必要に応じて国等に対し施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第6条 中小企業者及び小規模企業者は、社会経済情勢の変化に応じ、経営基盤の強化、新事業の展開、雇用機会の確保、労働条件の改善、人材の育成及び福利厚生の実施に努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会と協働して、地域の発展に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 3 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援機関の役割)

第7条 中小企業支援機関は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上並びに創業及び円滑な事業承継の促進を図る取組を積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 中小企業支援機関は、中小企業者及び小規模企業者の幅広い需要に対応し、支援の高度化を図るため、必要な能力を積極的に修得するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の発展において果た

す役割の重要性を理解し、中小企業者及び小規模企業者との連携を図るとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業者及び小規模企業者が地域の雇用を支え、市民生活の向上に寄与している重要性を理解し、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第10条 市は、第5条第1項に規定する施策の推進に当たり、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するよう努めるものとする。

2 中小企業支援機関は、市及び国等と連携し、小規模企業者に対するきめ細かな支援を行うよう努めるものとする。

(市内経済循環の促進)

第11条 市は、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

2 中小企業者、小規模企業者及び大企業者は、その事業活動において原材料、物品等を調達する場合には、中小企業者及び小規模企業者の製品、サービス等の積極的な活用に努めるものとする。

3 市民は、中小企業者及び小規模企業者の製品、サービス等の積極的な利用に努めるものとする。

(施策への反映)

第12条 市は、中小企業者及び小規模企業者の実態を把握するとともに、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援機関、大企業者及び市民から意見を聴取し、その結果を市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。